

富山ガラス造形研究所卒業の認定に関する方針

1. 卒業時に身に付けている能力

ガラス造形に関する専門的知識及び技能を習得するとともに、ガラス造形制作者として社会に貢献することができること。

2. 卒業認定の手順

- ① 各科目の評価は、担当教員が実習・実技科目においては、学期の終わりに実施する作品講評会における評価を参考に、講義科目においては、提出されたレポート内容を参考に、出席率や学習態度なども勘案しながら行う。
- ② 学校内教員による成績会議において、各科目の評価結果をもとに単位を認定し、卒業要件である単位の修得状況を確認する。
- ③ 最終の単位修得状況から所長が卒業認定を行う。

3. 富山市立富山ガラス造形研究所学則

(卒業の認定等)

- 第11条 卒業の認定は、2年（第17条及び第18条の規定により入学した者にあつては、1年）以上在学し、62単位以上を修得した者について所長が行う。
- 2 所長は、前項の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書を授与する。
 - 3 前2項の規定により、造形科を卒業した者には、専門士（ガラス造形専門課程）の称号を授与する。